

## 第1突堤内に設置する自動販売機についての入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）5月15日

下関市長 前田 晋太郎

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 名称 第1突堤内に設置する自動販売機について

(2) 入札物件

物件番号	設置場所	台数	設置場所の寸法		利用可能面積
			幅	奥行	
1	下関市東大和町一丁目12番 (第1突堤第7号上屋前)	1台	1.5m以内	1.0m以内	1.5㎡

注1 設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水等の自動販売機とする。

注2 「第1突堤」は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域内にあるため、出入りの際には警備員による氏名・所属・目的の確認が必要となる。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

注4 設置は、入札物件に指定されている自動販売機等の設置場所の寸法の範囲内で、かつ、利用可能面積の範囲内であること。

注5 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが好ましい。

注6 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

- (3) 設置期間 令和8年(2026年)7月1日から令和9年(2027年)3月31日まで  
設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は  
目的を妨げない限度において自動販売機の使用を最長で令和11年6月  
30日まで延長できる。但し、行政財産の使用許可は各年度の範囲内  
で行うため、令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)、令  
和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日)、令和11年  
度(令和11年4月1日～令和11年6月30日)については別途使用  
許可を必要とする。

## 2 入札条件

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する  
者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札  
又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人  
その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (4) この公告の日から入札までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要  
綱に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、  
健全な経営を行っている者。
- (7) 下関市港湾局施設課が行う自動販売機の入札で令和8年(2026年)5月29日現  
在において下関市港湾局施設課より設置事業者としての決定の取り消し又は使用許  
可の取り消しを受けてから3年を経過していない者でないこと。

## 3 入札に関する事務を担当する課の名称等

下関市港湾局施設課

〒750-0066 下関市東大和町一丁目10-50

YUKITECHNO下関港国際ターミナル 3階

TEL (083) 231-4173

FAX (083) 233-0860

E-mail kwshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

#### 4 契約条項を示す場所及び日時

上記3の場所及び下関市ホームページとする。

公告の日から令和8年(2026年)5月29日(金)午後4時30分まで

#### 5 入札参加手続等

入札方法は条件付き一般競争入札とする。

##### (1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年(2026年)5月15日(金)から令和8年(2026年)5月29日(金)まで(受付時間は開庁日の午前9時から午後4時30分まで)

②配布場所 上記3の場所に同じ

なお、下関市ホームページからもダウンロードできる。

##### (2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

###### ①提出書類

ア 応募申込書(様式第1号)

イ 応募申込書に記載している必要書類

②提出期限 令和8年(2026年)5月29日(金)午後4時30分必着

③提出場所 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参または郵送(一般書留または簡易書留)

##### (3) 仕様等に関する質問の受付及び回答

①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書(様式第2号)」によりFAXまたはE-mailで提出すること。

②提出期限 令和8年(2026年)5月22日(金)午後4時30分まで

③宛 先 下関市港湾局施設課

FAX (083) 233-0860

E-mail kwshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

④回答方法 質問の回答は、下関市ホームページにおいて掲載する。

(4) 応募申込書等必要書類の審査の結果、不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

②入札参加資格要件不適合の理由の説明要求

入札参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年(2026年)6月5日(金)までに、説明を求める書面を提出することができる。

(5) 応募申込書等必要書類の審査の結果、適合した者

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査の結果、適合と認められる者に対してはその旨を通知する。

適合した者に対して、入札に必要な書類の提出を求める。

(6) 入札書の提出

①提出書類 入札書(様式第3号)(入札書の日付は入札日を記入すること)

入札書には、3年間設置した場合に下関市に納付する売上手数料総額(税抜き)を記入すること。

※提出した入札書等の変更、取消し、または引換えには一切応じない。

※入札後に仕様書等についての不知または不明を理由に異議を申し立てることはできない。

②提出期限 令和8年(2026年)6月12日(金)午後4時30分必着

③提出場所 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参または郵送(一般書留または簡易書留)

※郵送の場合は二重封筒(内封筒と外封筒)を用いること。

入札書を入れる内封筒に「入札に係る件名」、「入札者名」、「入札者の住所または所在地」を記載の上、「入札書在中」と表示し封をし、外封筒に入れて郵送すること

## 6 入札日

令和8年(2026年)6月15日(月)

## 7 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 8 設置予定事業者の決定方法及び公表

### (1) 決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、入札書に記載された金額（3年間設置した場合の売上手数料総額）が、下関市が定める予定価格以上で、かつ、最高額の者を設置予定事業者とする。なお、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定のものを優先し、それでも決定しない場合は、入札事務に関係のない下関市職員によるくじ引きにより落札者を決定する。

また、初回入札において落札者が決定せず、再度入札を行う場合は、下関市は再度入札にかかる実施通知をFAX等で速やかに送付する。

開札に当たっては、入札執行担当者以外の下関市職員1名以上の立会いの上、行う。

### (2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、下関市ホームページにおいて落札価格及び設置事業者名を公表する。

## 9 入札の無効等

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加できる資格のない者の提出した入札書
- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した入札書
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した入札書
- (4) FAXまたは電子メールによる入札書
- (5) 記名押印及び住所の記載のない入札書
- (6) 入札金額等必要事項の記載のない入札書
- (7) 同一人が同一事項について2以上の入札をしたもの
- (8) 入札書を封筒に2枚以上入れた場合

## 1 0 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

### (2) 自動販売機の規格等

- ① 原則設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ② 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ④ ノンフロン対応機であること。(フロンまたは代替フロンは使用しないこと。)
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ 電気の使用量を把握するため、子メーターを設置すること。
- ⑦ 設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。
- ⑧ 使用済容器の回収ボックス内の容器は、清涼飲料水等を補充の都度、回収すること。

### (3) 設置上の注意

設置にあたっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について施設管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

## 1 1 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する部分であり、「1 条件付き一般競争入札に付する事項」中「(2) 入札物件」の表中に記載してある利用可能面積とする。使用にあたっては、行政財産使用許可を受け、使用料は、利用可能面積を基に下関市行政財産使用料条例(平成17年2月13日条例第91号)の定めるところにより算定した金額を納付すること(なお、使用料の算定にあたって、使用面積に1㎡未満の端数があるときは端数を切り上げて計算する)。

## 1 2 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。

- (3) 売上手数料は、入札書に記載した「売上手数料総額」を36で除した金額(100円未満は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、第2回目から第36回目の納付額とし、第2回目から第36回目までの合計額と売上手数料総額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額との差額を第1回目の納付額とする。
- (4) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

### 1.3 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(子メーターの設置を含む)、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気の使用料(実費弁償金)は、全額を設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、子メーターの指示値を設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

### 1.4 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 商品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 商品は、缶、ビン、紙パックまたはペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水を中心に乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類及びいわゆるノンアルコール飲料の販売は行わないこと。
- (5) 商品は適正な市場小売価格またはメーカー希望小売価格(定価)以下で販売すること。

### 1.5 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行う

こと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、事前に当該他者との間で委託契約または協定等を締結し、その場合にあつては、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生に係る必要な営業許可を受け、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置にあつては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 1 6 原状回復

設置事業者は、1の(3)に記載する設置期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要があると判断した場合は、この限りでない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

## 1 7 使用許可申請の手続き

- (1) 設置予定事業者は、令和8年(2026年)6月19日(金)までに、令和8年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1部

- ① 行政財産使用許可申請書(下関市公有財産取扱規則様式第4号)
- ② 使用予定の行政財産の使用範囲を明らかにした図面(設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置が分かる図面。)

(2) 令和9年度から令和11年度まで契約更新を希望する場合は、その際に当該年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。

(3) 次年度以降の行政財産使用許可申請書の提出期限

令和9年度分 令和8年(2026年)12月18日(金)

令和10年度分 令和9年(2027年)12月17日(金)

令和11年度分 令和10年(2028年)12月15日(金)

## 18 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

設置事業者が、契約後その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

## 19 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定または使用許可を取り消す。その際、取消しによって事業者に生じる損失について、市は補償を行わない。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が「2 入札条件」の条件(1)及び(2)に該当しなくなった場合  
及び(5)に該当する場合

(3) 下関市に対して必要な報告をせずまたは虚偽の報告をした場合

(4) 設置(予定)事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

(5) 公用もしくは公共用に供する必要が生じた場合

また、上記のうち(1)～(4)の事由により設置事業者としての決定または使用許可の取消しを受けた場合、以降3年間は下関市港湾局施設課が行う自動販売機の入札に参加できない。

## 20 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

(1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割

計算の方法によって算定する。

- (2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

## 2.1 その他

- (1) 使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 施設整備により、本書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

## 2.2 参考データ

- (1) 過去2か年の売上額

設置場所	台数	売上額（税抜き）	
		令和6年度	令和7年度
東大和町一丁目12番	1台	590,654円	465,472円

- (2) 設置場所に係る図面

別添「位置図」参照